

令和6年度保育施設等の利用申し込みのご案内

(新規申込用)



このご案内は、保育所（保育園）・認定こども園等の入所手続きについて書いたものです。入所を希望される方は、よくお読みの上お申し込みください。

受付期間・場所

◆年度当初（令和6年4月）入所受付

受付期間：令和5年11月27日（月）～12月3日（日） 午前9時～午後5時30分

※提出書類の確認が必要になりますので、できるだけ午後5時までにお越しください。

・受付場所：熊取ふれあいセンター 1階ロビー

※現在、熊取町内の保育園等に通っている兄弟・姉妹がいる方

現在のお通いの保育所（園）、認定こども園でお申し込み下さい。

受付期間 11月27日（月）～12月2日（土）（受付時間は施設によって異なります）

期間外受付締切日：第1次 令和6年1月5日（金）

第2次 令和6年2月29日（木）

・受付場所：熊取ふれあいセンター 3階 保育課

平日午前9時から午後5時30分

（令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く）

※提出書類の確認が必要になりますので、できるだけ午後5時までにお越しください。

◆年度途中（令和6年5月～3月）随時受付

・受付場所：熊取ふれあいセンター 3階 保育課

平日午前9時から午後5時30分

（令和6年12月29日～令和7年1月3日を除く）

※提出書類の確認が必要になりますので、できるだけ午後5時までにお越しください。

※保育要件を満たす入所（園）希望月の前月10日まで（休日の場合はその翌平日）

クラス年齢と生年月日について

令和6年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。令和6年度のクラス年齢と該当する生年月日は以下のとおりです。申請の際は、下記を確認いただき、お間違えのないようご注意願います。

生年月日	クラス年齢
令和5年4月2日～（生後57日※から入所可能）	0歳児
令和4年4月2日～令和5年4月1日	1歳児
令和3年4月2日～令和4年4月1日	2歳児
令和2年4月2日～令和3年4月1日	3歳児
平成31年4月2日～令和2年4月1日	4歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日	5歳児

※フレンド幼稚園は生後180日から

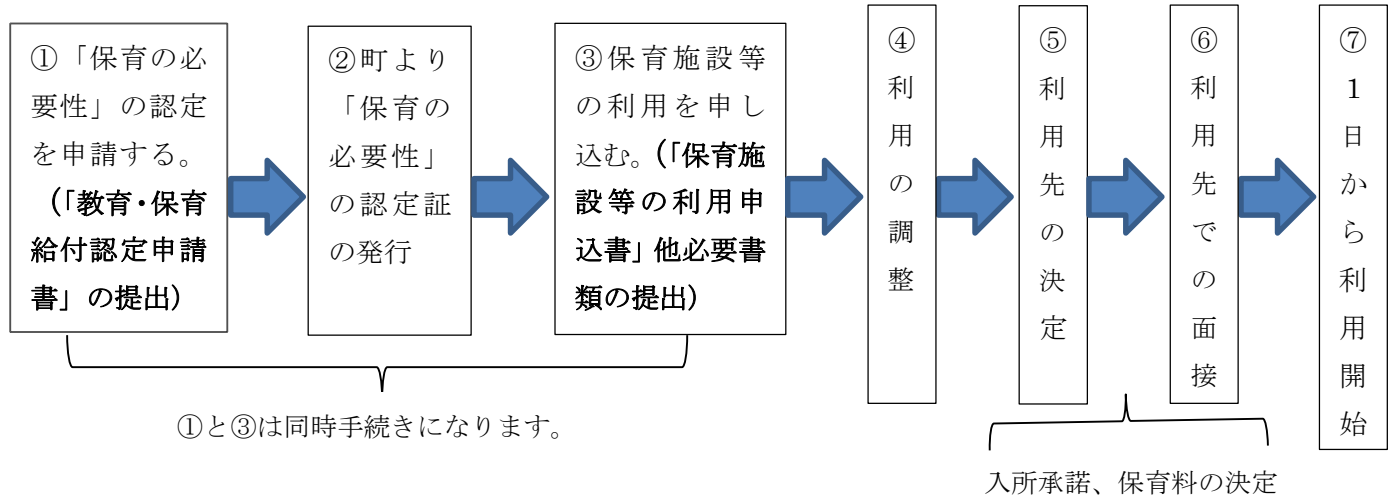
保育施設の利用ができる方

小学校就学前の子どもで保護者のいずれもが労働に従事している等、保育施設での保育を必要とする場合に利用できます。保育を必要とする事由については次ページをご覧ください。

入所（園）申込みについて

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育所等を利用の際は、保護者の方には保育施設等利用申込みに加え、「保育の必要性」の認定を受けていただくため給付認定申請手続きを行っていただく必要があります。別紙『教育・保育給付認定申請書』と『保育施設等の利用申込書』を同時に提出します。

●保育施設等の利用までの流れ



●3つの認定区分（保育の利用申込には2号・3号認定が必要です）

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	幼稚園等で教育を希望される場合	1号認定	教育認定 (※)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
		2号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園）、 認定こども園
保育短時間					
満3歳未満 の場合	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園）、 認定こども園
				保育短時間	

※1号（教育）認定は直接入所希望施設で申請してください。

●保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）には、以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含む。

※一時預かりで対応可能な短時間の就労を除いて、月64時間以上就労していること。）

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障がい

④同居又は長期入院している親族を常時介護・看護

⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること

⑥求職活動（起業準備を含む）⇒ただし認定期間は最大90日

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）（月64時間以上の就学時間）

⑧児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがあること

⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合

●保育の必要量の決定

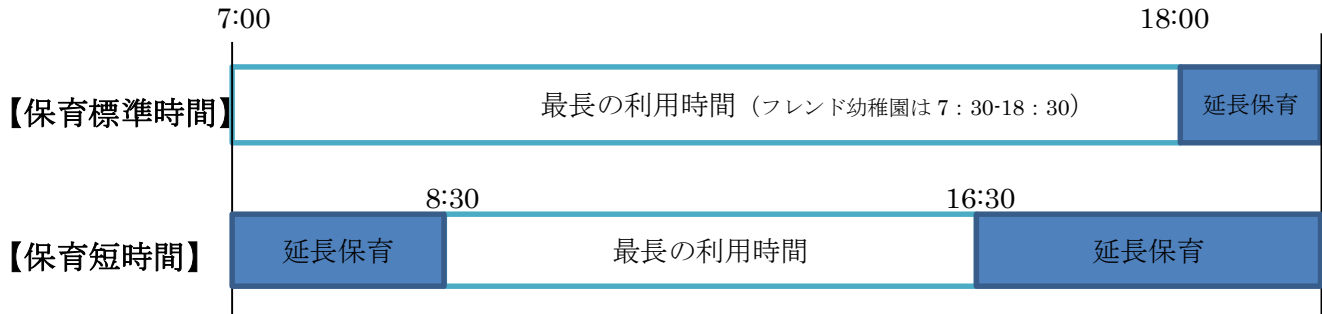
就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの認定時間となります。

- ①「保育標準時間」 1日最長11時間の中で必要となる保育時間
- ②「保育短時間」 1日最長8時間の中で必要となる保育時間

★上記の認定時間は保育施設の開所時間の範囲内で利用できる最長の時間です。

★具体的な保育時間は保護者の状況を考慮して各施設長が決定します。

(必ず最長時間で利用できるわけではありませんのでご注意ください。)



●延長保育

保育標準時間、保育短時間内にお子様の送迎ができず、上記「最長の利用時間」を超えて利用する場合は延長保育となります。この場合、利用者負担額（保育料）とは別に延長保育料を負担いただきます。延長保育料は無償化の対象外です。

●保育利用調整及び結果送付

保育利用の希望、保育施設等の状況などにより、利用できる保育施設等を町が調整し、入所承諾書を送付します。なお、希望された保育施設等で定員以上の希望があった場合には、ご希望に添えない場合もあります。

令和6年度当初（4月入所）保育施設等利用の内定通知書は令和6年2月中旬頃、入所承諾書（保育料等の決定を含む）は令和6年3月中旬頃発送の予定です。

年度途中（5月～3月）の結果連絡は前月20日前後にお電話にて連絡し、入所承諾書（保育料等の決定を含む）は前月末頃に発送します。

●利用者負担額（保育料等）について

○幼児教育・保育の無償化により3歳児クラス以上の保育料は無償になります。（別途副食費などの実費はかかります）

○熊取町独自施策として小学校就学前の範囲で最年長の子どもから数えて2人目の保育料を半額から無料にしています。

○保育料等は、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべてについて、それらの方の前年度分の町民税の額などにより町の徴収基準に基づいて決定します。利用者負担額については、別添「利用者負担額表」をご参照ください。

○保育料については、8月分までは前年度（令和5年度）住民税課税内容によって算定を行い、9月分以降については、当年度（令和6年度）住民税の課税内容により算定を行います。なお、令和5年1月2日以降に本町へ転入された方については、マイナンバー制度による情報連携により、前住所地での税情報を閲覧させていただきますので、同意くださいますようお願いいたします。個人番号を利用して保育料を決定するにあたり必要な情報を得られなかった場合は、所得課税証明書の提出を求めることがあります。なお、税額が確認できない場合は一旦は最高額で保育料等を決定することとなりますのでご理解願います。

お問い合わせ 熊取町役場 健康福祉部 保育課 保育グループ
電話（072）452-6293（直通）

●提出書類

必ず全員提出が必要な書類（申込み児童 1 人につき 1 部必要）

- ①保育施設等の利用申込書
- ②教育・保育給付認定申請書
- ③児童状況書兼健康状況申告書
- ④「保育を必要とする事由」を証明する書類等（父母それぞれ必要）



ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯に該当する場合は「特定世帯認定申立書」を提出してください。

「保育を必要とする事由」を証明する書類等（父母それぞれ必要）

保育を必要とする事由	証 明 書 類 等
就 労	「就労証明書」
妊娠・出産※ 1	「母子手帳の写し」（「父母の氏名」「出産予定日」が記載された部分）
保護者の疾病・障がい※ 1	「医師の診断書」もしくは「身体障害者手帳等の写し」、「申立書」（病状や通院等の状況を記入）
同居又は長期入院している親族を常時介護・看護※ 1	「医師の診断書」もしくは「身体障害者手帳等の写し」、「申立書」（介護や通院等の状況を記入）
求職活動※ 1	「求職申立書」
就 学	「在学証明書」または「学生証写し」、「申立書」（授業日数、時間等の状況を記入）
その他	保育課へお問い合わせください。

※ 1 保育時間については、原則 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0です。

【申込時の注意事項】

1. 保育施設等の利用申込書について

「入所を希望する保育施設」

- ・記入のない保育施設は入所調整を行いません。（入所希望の保育施設は必ず記入してください）
- ・希望保育施設数を少なく記入されても多く記入されても入所優先順位は変わりません。

2. 保護者の「就労証明書」など保育を必要とする事由を証明する書類（保育要件書類）について

(1) 兄弟・姉妹で申込みする場合

申込み児童ひとりにつき父母それぞれ保育要件書類が必要です。（兄弟姉妹分はコピーでも可）

(2) ひとり親の場合

「特定世帯認定申立書」、ひとり親であることが分かる公的証明書のコピーが必要です。（ひとり親医療証、戸籍謄本、児童扶養手当証書、受理証明（離婚）のいずれか1つ）

(3) 求職活動で申し込まれる場合

「求職申立書」が必要です。なお入所後3ヶ月以内に就労し、「就労証明書」を提出されない場合は退所になります。

3. 祖父母と同居されている方

(1) 60歳未満の祖父母と同居（別世帯でも同住所の場合を含む）されている場合

60歳未満の祖父母と同居している場合も利用申請は可能ですが、同居の祖父母の「就労証明書」等要件書類を提出されない場合は、保育の必要性が確認できないため、入所優先順位が下がる可能性があります。

4. 熊取町に申込み児童の住民登録がない方

(1) 入所開始月の1日（4月1日入所の場合は3月31日）までに熊取町に転入手続きをする場合

熊取町で申込みできます。入所開始日（当初入所の場合は3月31日）時点で住民登録の確認ができない場合は保育所の入所は取消になりますので必ず転入手続きを完了してください。

(2) 熊取町に入所開始日（当初入所の場合は4月1日）以降に転入する場合

現在の住所地での申込みになります。詳しくは住所地の保育所担当部署にお問い合わせください。